

第 521 回福井地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 令和 7 年 7 月 31 日（木）午後 3 時 00 分～午後 4 時 40 分

2 場 所：福井県国際交流会館 2 階 第 1・第 2 会議室

3 出席状況【出席委員 15 名】

公益代表委員 井花委員、佐藤委員、竹川委員、坪川委員、廣瀬委員
労働者代表委員 飯塚委員、岡本委員、杉田委員、中澤委員、山田委員
使用者代表委員 酒井委員、豊嶋委員、中山委員、西澤委員、山埜委員
事務局 石川労働局長、工藤労働基準部長、木村賃金室長、
西村室長補佐、富田賃金係員

4 議 題

- (1) 中央最低賃金審議会におけるこれまでの目安小委員会資料について
- (2) 福井県最低賃金専門部会の審議予定等について
- (3) 令和 7 年 最低賃金に関する基礎調査結果について
- (4) その他

5 議 事

議事に先立ち、テレビカメラによる取材が行われた。

○井花会長

ただいまから、第 521 回福井地方最低賃金審議会を開催します。

皆様には、大変お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、「中央最低賃金審議会『令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）』の伝達について」の議題を予定しておりましたが、現時点において令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安答申がなされておられません。本日は、目安小委員会のこれまでの会議資料や福井労働局作成資料の説明などを予定しております。

御理解のほど、よろしく申し上げます。

なお、本日の審議会につきましては、会議公開に伴う傍聴希望により、3 名の傍聴者がおられますことを御報告します。

最初に、資料と定足数について、事務局から申し上げます。

○西村室長補佐

最初に、資料の確認をさせていただきます。

本日は、配付資料を 1 冊ずつお配りしております。

資料の編綴順に、次第に続いて、名簿がございます。

次に、資料ですが、グレーの仕切紙、資料第 1 部に、中央最低賃金審議会目安小委員会での配付資料を綴っています。

続いて、オレンジの仕切紙、資料第 2 部に、当局の専門部会委員名簿、日程表のほか、当局版の資料、これまでに寄せられた要請書の写しを綴っています。なお、資料第 2-1 頁の専門部会委員名簿の一部に誤りがございましたので、お詫びし、訂正し

ます。

続いて、黄色の仕切紙、資料第3部に当局で実施しました最低賃金に関する基礎調査結果を綴っています。配付資料については、以上です。

続いて、定足数について申し上げます。本日の審議会には、15名全員の方が出席されております。よって、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告します。

○井花会長

それでは、議事に入ります。

まず、中央最低賃金審議会におけるこれまでの目安小委員会資料について、事務局から説明をお願いします。

○木村賃金室長

それでは、これまでの中央最低賃金審議会目安小委員会における資料を説明いたします。

なお、中央最低賃金審議会の目安答申、例年示されている公益見解につきましては、現時点で、8月4日開催予定の第2回専門部会において報告させていただくことを予定しております。

全国統計資料編です。第521回第1-7頁を御覧ください。

主要指標の過去10年間の年次の推移と直近の四半期や月次の推移を表しております。

表の左列の名目GDPは、2024年前年比プラス3.1%、実質では前年比プラス0.2%となっております。さらに、倒産件数は、2024年10,006件、前年比プラス15.1%と3年連続増加となっております。完全失業者数は2024年176万人、前年から2万人の減少となっております。完全失業率は2024年2.5%、前年から0.1ポイント下がっています。

次に、第521回第1-8頁です。

求人倍率のうち、2024年の新規求人倍率は2.25倍、また、有効求人倍率は1.25倍と、ともに前年比で低下をしているところです。

消費者物価指数は、中央最低賃金審議会目安小委員会として、「持家の帰属家賃を除く総合」を使っています。2024年は前年比プラス3.2%となっています。

企業物価指数は、前年比プラス2.3%です。

賃金（現金給与総額）指数の調査産業計の2024年は、前年比プラス2.8%となった一方で、実質賃金はマイナス0.3%と、消費者物価指数の高い伸びにより3年連続マイナスとなっていますが、マイナス幅は昨年より減少しているところです。

続いて、第521回第1-9頁は、有効求人倍率の推移です。各都道府県の有効求人者数の加重平均で、ランクごとに示しているものです。2024年はどのランクにおいても低下しているところです。Aランクより、B、Cランクの方が高い倍率となっています。

続いて、第521回第1-10頁、性・年齢別の完全失業率の推移です。2024年はおおむね前年同水準となっております。

続いて、第521回第1-11頁は、賃金の推移です。表の上欄の「現金給与総額」の2024年の前年比は、30人以上の事業所でプラス3.3%。5人～29人の事業所ではプラス2.4%とともに増加をしております。

次に、表の下の「定期給与額」です。定期給与額は、現金給与額から賞与などの特別に支給された給与を除いたものとなります。2024年は前年比で見て、30人以上の事業所でプラス2.6%、5人～29人の事業所ではプラス1.3%となっております。

また、定期給与額の値の下に括弧書きの数字があります。これは定期給与額から残業代を除いた所定内給与額の前年比の増減です。2024年は30人以上の事業所でプラス2.7%、5人～29人の事業所ではプラス1.3%となっております。

第521回第1-12頁は、パートタイム労働者比率の推移です。2024年は30人以上の事業所で24.82%と前年とほぼ同水準。一方で、5人～29人の事業所では、40.31%と前年に比べ、低下しています。

第521回第1-13頁です。初任給額と上昇額の推移です。表の一番下の2025年度は速報値ですが、括弧内の上昇率の数値は前年比プラス5.9%～8.6%と、全学歴において上昇しているところです。

第521回第1-14頁は、事業所規模30人以上の賃金・労働時間数の推移です。2024年の所定内給与は前年比プラス2.7%、所定内労働時間はマイナス0.6%でしたので、時間当たりの所定内給与は3.2%増加しております。

第521回第1-15頁は、賃金・労働時間数の推移の続きで、事業所規模5人～29人となります。2024年の所定内給与は、前年比プラス1.3%、所定内労働時間はマイナス1.2%となり、結果として時間当たりの所定内給与は2.4%増加しております。

第521回第1-16頁は、一般労働者、フルタイム労働者の賃金・労働時間の推移です。2024年の所定内給与については、10人以上企業でプラス7.7%、うち10人～99人企業ではプラス3.6%、より小規模の5人～9人規模ではプラス4.7%と、どの企業規模クラスでもプラスとなっております。

第521回第1-17頁は、月間労働時間の動きです。表左の所定内労働時間の2024年、事業所規模30人以上ではマイナス0.6%、5人～29人規模でマイナス1.2%となっております。表右の所定外労働時間を見ると30人以上の調査産業計でマイナス2.6%、5人～29人の調査産業計でマイナス1.9%となっております。

第521回第1-18頁は、春季賃上げ妥結状況です。こちらは、連合、日本経済団体連合会、日本商工会議所の集計結果を記載しております。

まず、左上の表は、連合の平均賃金方式（加重平均）の規模計において、第7回の最終集計では5.35%となっております。注2に記載のとおり、平均賃金方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計したものとなります。

資料左下の表は、連合の有期・短時間・契約等労働者を記載しています。加重平均の賃上げ率の概算は、5.81%となっております。

次に、資料右側の、日本経済団体連合会の本年度第1回の集計ですが、右上は大手企業で5.38%、その下は中小企業で4.35%となっております。昨年度より、日本商工会議所の中小企業の賃金改定状況に関する調査結果が追記されております。

正社員の賃上げは、全体で4.03%、従業員20人以下の企業では3.54%となっております。パート・アルバイトの賃上げは、全体で4.21%、従業員20人以下の企業では3.30%となっております。対象としては、前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更がない従業員が対象となっております。

第521回第1-19頁です。厚生労働省の「賃金引上げに関する実態に関する調査」から賃上げ額・率の推移を示したものです。2024年の賃金改定率は加重平均で4.1%でした。

第 521 回第 1-20 頁は、夏季賞与・一時金の妥結状況です。上の表の連合の集計は夏季、年間とあり、第 7 回最終集計の回答月数は、夏季 2.5 ヶ月と昨年を下回り、年間 5.11 ヶ月と昨年を上回っております。

続いて、日本経済団体連合会の第 1 回集計では、総平均の増減率でプラス 4.37%の増加となっております。

第 521 回第 1-21 頁は、消費者物価指数の対前年上昇率の推移です。全国では 2025 年 4 月プラス 4.1%、直近の 5 月はプラス 4.0%となっております。

第 521 回第 1-22 頁は、1 月当たりの消費支出額の推移です。2024 年単身世帯の消費支出額は 169,547 円、対前年比でプラス 1.1%となっております。総世帯においても 2024 年消費支出額は 250,920 円、対前年比プラス 1.5%です。

第 521 回第 1-23 頁は、地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移です。こちらは、「最低賃金に関する基礎調査」に基づく資料です。事業所規模は、原則 30 人未満が対象となるものです。2024 年度の未満率は 1.8%、影響率は 23.2%でした。

第 521 回第 1-24 頁は、賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率です。こちらの調査は、事業規模 5 人以上が対象です。上の表は、2020 年から集計方法が変更されたものですが、2024 年の未満率は 2.2%、影響率は 8.8%となっています。

第 521 回第 1-25 頁は、地域別最低賃金と一般労働者、フルタイム労働者の賃金水準との関係です。表の中ほどの時間額比①／④の欄で、事業所規模 10 人以上において、2024 年最低賃金は平均賃金の 51.1%と昨年より低下をしております。

一番右列の企業規模 10 人～99 人の時間額比は、2024 年 58.5%と昨年より上昇しております。

第 521 回第 1-26 頁は、前頁と同様のデータを短時間労働者について、規模別、男女計、女性計で見たものです。全体的に所定内給与に対する最低賃金の比率は、上昇傾向で推移しており、一番下の 2024 年は、企業規模 10 人以上、企業規模 10 人～99 人のいずれにおいても、男女計は前年比で上昇しておりますが、女性では若干低下しております。

第 521 回第 1-27 頁は、毎月勤労統計調査でパートタイム労働者を含む常用労働者全体で見たものです。一番右側の時間額比の列を御覧ください。時間当たり所定内給与に対する最低賃金の比率は、2024 年 51.0%に上昇しております。

第 521 回第 1-28 頁は、日銀短観による企業の業況判断です。規模計における 2025 年 6 月における最近のものは、製造業プラス 7、非製造業プラス 21 となっています。

第 521 回第 1-29 頁は、日銀短観による経常利益の資料です。表の上で、規模計 2024 年は製造業で前年度比プラス 5.8%、非製造業でプラス 5.5%でした。2025 年の計画は、製造業で前年度比マイナス 8.4%、非製造業でマイナス 3.7%とともにマイナスの見込みとなっております。資料右側の表は、日銀短観による売上高経常利益率を示しており、2024 年度は、大企業の非製造業を除き、いずれも上昇しております。2025 年度の計画は、全ての規模で低下をする見込みとなっております。

資料を少し飛びまして、第 521 回第 1-32 頁は、法人企業統計による企業収益の年度データです。直近は 2023 年度のデータですが、表の上半分の経常利益を御覧いただきますと、資本金規模 1,000 万円以上の企業は 2023 年前年度比プラス 11.3%、資本金規模 1,000 万円未満の企業は前年度比プラス 28.8%上昇しています。

表の下半分の売上高経常利益率を御覧いただきますと、資本金規模 1,000 万円以上

の企業では 2023 年度前年度比プラス 6.9%、資本金規模 1,000 万円未満の企業では 2023 年度前年度比プラス 3.3%といずれも利益率が改善しています。

第 521 回第 1-33 頁は、法人企業統計による企業収益の四半期データです。この資料の規模計は、年度データと異なり、資本金規模 1,000 万円以上の規模で算出しております。表の下半分、売上高経常利益率について 2024 年は、資本金 1,000 万円以上の企業でおおむね 6%~10%程度で推移しており、2025 年 1 月~3 月期も 7.0%とほぼ前年同水準となっております。

第 521 回第 1-34 頁は、中小企業景況調査による業況判断です。2025 年 4~6 月はマイナス 16.3%と前年同期に比べ、悪化の方向に拡大しております。

第 521 回第 1-36 頁は、法人企業統計でみた労働生産性、従業員一人当たり付加価値額の推移です。直近の 2023 年度産業・資本金規模計で前年度比プラス 4.7%と 3 年連続で対前年度比プラスとなっております。

第 521 回第 1-38 頁は、就業者 1 時間当たりの名目労働生産性の推移です。資料の下半分、前年比を見ていただきますと、2023 年の全産業でプラス 5.2%、この系列が作成された 1995 年以降、最高の伸びとなっております。

続きまして、都道府県統計資料編に移ります。

第 521 回第 1-40 頁以降は、各種関連指標のデータを掲載しております。この指数は東京を 100 とした場合の各都道府県の推移を示しているものです。

第 521 回第 1-40 頁です。資料左列の一人当たり県民所得は、内閣府の県民経済計算 2021 年の数値です。東京が 100 で一番高く、一番低い県は沖縄の 39.2、福井については 56.6、県民所得は 7 番目となっております。

第 521 回第 1-41 頁は、有効求人倍率の推移です。資料右側の 2023 年、2024 年の 2 年連続で、全ての都道府県で 1 倍を超えています。

第 521 回第 1-42 頁は、失業率の推移です。2024 年において最も失業率が高いのは、B ランクの宮城、C ランクの沖縄の 3.2%です。最も低いのは福井の 1.2%となっております。

第 521 回第 1-43 頁は、定期給与の推移です。2024 年の数値で、最も高いのは東京で 354 千円、一番低いのは沖縄で 217 千円弱となっております。福井は 251,415 円です。

第 521 回第 1-44 頁は、パートタイム労働者の 1 求人票あたりの募集賃金平均額です。令和 6 年の平均は、全ての都道府県で令和 5 年より上昇しています。

第 521 回第 1-45 頁は、パートタイム労働者の 1 求人票あたりの募集賃金下限額です。令和 6 年の平均は、全ての都道府県で令和 5 年より上昇しており、福井は 1,065 円です。

第 521 回第 1-46 頁は、常用労働者 1 人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移です。

第 521 回第 1-47 頁は、消費者物価指数の対前年上昇率です。2024 年は B ランクの奈良で 4.0%と最も高く、同じく B ランクの和歌山で 2.8%と最も低くなっています。福井は 3.0%となっております。同一ランク内でバラツキが見られるところです。

第 521 回第 1-48 頁は、都道府県庁所在都市に基づく消費者物価地域差指数の推移です。2024 年の結果では、全国平均を 100 として、最も高いのは A ランクの東京の 104.9、最も低いのは C ランクの鹿児島島の 96.5。福井については 98.9 となっております。

第 521 回第 1-49 頁は、都道府県下全域を対象としました消費者物価地域差指数の推移です。

第 521 回第 1-50 頁は、1 月あたりの消費支出額の推移です。2024 年の消費支出額について、最も多いのは、B ランクの富山で 286,405 円。消費支出額を「世帯人員」の平方根で除して算出する等価消費支出額は、埼玉が最も高く 197 千円弱です。

第 521 回第 1-51 頁の総世帯のうち勤労者世帯の 1 月あたりの消費支出額の推移は御覧のとおりです。

第 521 回第 1-52 頁は、労働者数等の推移のうち、常用労働者数の推移です。

第 521 回第 1-53 頁は、雇用保険の被保険者数の推移です。

第 521 回第 1-54 頁は、就業者数の推移です。雇用者ではなく、自営業者を含めた就業者全体の推移です。

続きまして、第 521 回第 1-55 頁の第Ⅲ部業務統計資料編に移ります。

第 521 回第 1-56 頁は、昨年度の最低賃金の審議・決定状況です。

第 521 回第 1-57 頁は、目安と改定額との関係の推移です。2024 年度において目安を上回る改定額となったのは、27 県でした。

第 521 回第 1-58 頁は、効力発生日の推移です。2024 年度においては、25 の都府県が 10 月 1 日発効、最も改定額が大きい徳島は、11 月 1 日発効となっています。

第 521 回第 1-59 頁は、加重平均と引上げ率の推移です。2024 年度は全国で 5.1% の引上げ率となっています。

第 521 回第 1-60 頁は、地域別最低賃金の最高額と最低額及び格差の推移です。2024 年度の最高額は東京で 1,163 円、最低額は秋田で 951 円です。最高額に占める最低額の割合は 81.8% でした。この割合は 10 年連続上昇しています。

第 521 回第 1-61 頁は、地域別最低賃金の引上げ率の推移です。2024 年度において一番高かったのは、徳島で 9.4%、最も低かったのは東京で 4.5% です。

第 521 回第 1-62 頁は、全国の労働基準監督署において、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果をまとめたものです。統計的な数値と異なるところについては御留意を頂きたく存じます。

第 521 回第 1-63 頁は、監督指導結果の業種別の状況です。業種により監督実施事業所数は大きく異なりますので、参考に御覧ください。

第 521 回第 1-64 頁以降では、政府方針を抜粋して示しておりますが、説明は時間の都合上省略します。

第 521 回第 1-97 頁まで進んでください。同資料は、第 1 回目目安小委員会の補足資料として示されたものです。

第 521 回第 1-97 頁は、内閣府の月例経済報告の資料です。2025 年 6 月までの基調判断の推移を表にしておりますが、一番左の現状について 1 月～3 月は「景気は、一部に足踏みは残るものの、緩やかに回復している。」というところ、4 月以降は「景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。」とされており、また、雇用情勢はいずれも「改善の動きがみられる」とされているところ、

第 521 回第 1-98 頁は、連合の春季賃上げ妥結状況です。7 回目の結果の推移をみると、グラフのとおりで、全体の賃上げ率は 5.25%、中小で 4.65% となっており、比較可能な 2013 年以降で最も高くなっています。

第 521 回第 1-99 頁は、日本経済団体連合会の春季賃上げ妥結状況です。今年は、

第1回集計時点で大手企業で5.38%、中小で4.35%となっています。

第521回第1-100頁は、雇用人員判断DIの推移です。同資料は、人手の過不足感を示す資料となっています。特に2020年9月以降は、不足感が強まり続けており、中堅企業、中小企業については、大企業以上に人員の不足感が高まっていることがみてとれます。

第521回第1-101頁は、今年度新しく追加されている指標となります。フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較です。

最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しています。平均値・中央値いずれで見ても、イギリス、ドイツ、フランス、韓国より低い水準となっています。

次の頁からは、地域別の状況です。

第521回第1-103頁は、完全失業率の推移で、グラフの青線はAランク、オレンジがBランクです。2020年4～6月期頃から、Aランク地域で完全失業率が上昇しましたが、このところ横ばいとなっています。

第521回第1-104頁は、ランク別の有効求人倍率の推移です。2020年度前半に大きく減少した後は増加傾向が続き、足下では横ばいとなっています。

第521回第1-105頁は、ランク別新規求人数の水準の推移です。グラフは2020年1月を100とした場合の推移ですが、どのランクでも2020年4月に落ち込んだ後は増加傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっています。

続きまして、産業別の状況です。

第521回第1-107頁は、主な産業の売上高経常利益率の推移です。2020年に一部の産業で大きく低下をしているものの、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移しており、直近では横ばいとなっております。

次の頁は、産業別売上高経常利益率の推移の詳細です。

次に、第521回第1-109頁は、日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移です。

全体として、2020年前半に大きく低下しておりますが、その後は改善傾向にあり、直近では横ばいとなっております。

第521回第1-110頁は、国内企業物価指数の推移です。2021年後半及び2022年は前年同月比で10%程度の高い水準が続きましたが、2023年に入ってからの上昇率が縮小しています。2025年6月期はプラス2.9%となっております。

第521回第1-111頁は、輸入の物価指数です。こちらは省略します。

次の頁からは、消費者物価の動向です。

第521回第1-113頁は、消費者物価指数です。目安小委員会では「持家の帰属家賃を除く総合」を使うこととしており、その解説については、一番下に記載のとおりです。

第521回第1-114頁は、消費者物価指数の推移です。2025年5月の「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同月比はプラス4.0%となっております。

第521回第1-115頁は、「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別の寄与度となっております。グレー色の生鮮食品を除く食料や黄色のエネルギーの寄与度が大きくなっていることが表れているのではないかと思います。

第521回第1-116頁は、「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移です。直近5月の数値では、必需品的な支出項目である基礎的支出項目は、対前年同月比プラス5.2%である一方、選択的支出項目はプラス2.1%となっております。

第 521 回第 1-117 頁は、購入頻度階級別指数の推移です。直近 5 月では、「購入頻度が 1 か月に 1 回程度以上の購入」はプラス 4.7%、「1 か月に 1 回程度未満の購入」はプラス 3.8%となっています。

第 521 回第 1-118 頁は、消費者物価指数に対する電気・ガス料金支援による押し下げ効果の推移です。電気・ガス料金支援は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示しています。

第 521 回第 1-119 頁は、2024 年 10 月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の 2024 年 10 月～2025 年 5 月までの平均の対前年同期比の上昇率は 3.9%となっています。

第 521 回第 1-120 頁は、昨年度目安小委員会で新たに提出されました消費者物価指数の「頻繁に購入する品目」での対前年上昇率の推移です。購入頻度階級のうち「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度 15 回以上の品目であり、2024 年 10 月～2025 年 5 月までの平均は、4.4%となっています。

次の頁からは、倒産に関する資料です。

第 521 回第 1-122 頁は、倒産件数の推移です。2024 年は倒産傾向が増加しています。

第 521 回第 1-123 頁は、原因別倒産状況の推移です。原因別には、販売不振が最も多くなっております。

第 521 回第 1-124 頁は、物価高倒産の状況です。全国企業倒産集計では、2024 年の物価高倒産 933 件で、過去最多を大幅に更新しました。2025 年上半期の物価高倒産は 449 件で、上半期としては 5 年ぶりに前年同期を下回ったものの、2 年連続で 400 件を超えました。

第 521 回第 1-125 頁は、要因別にみた人手不足関連倒産の推移です。人手不足関連倒産の倒産件数全体に占める割合は 2024 年 7.5%。その中で要因別にみると「後継者難型」が最も多くなっております。

次の頁は、2024 年度全国加重平均 51 円引上げ後の状況に関する資料を付けております。

第 521 回第 1-127 頁は、最低賃金の影響率の推移です。最低賃金の影響率は上昇傾向にあり、規模の小さい事業所で、より高い水準で推移しています。

第 521 回第 1-128 頁は、完全失業率の推移です。いずれのランクも前年と同様の動きとなっています。

第 521 回第 1-129 頁は、有効求人倍率の推移です。

第 521 回第 1-130 頁は、雇用保険被保険者数の推移です。

第 521 回第 1-131 頁は、雇用保険事業主都合資格喪失者の推移です。いずれのランクもおおむね前年と同様の動きとなっています。

第 521 回第 1-132 頁は、雇用保険適用事業所数の推移です。前年同月比の増加率は縮小傾向にありました。2024 年以降は横ばいの状況です。

第 521 回第 1-133 頁は、倒産に関する状況です。倒産件数は、各ランクで微増傾向にあります。

第 521 回第 1-134 頁～138 頁は、完全失業率、有効求人倍率、雇用保険の被保険者数、雇用保険の事業主都合資格喪失者数、雇用保険の適用事業所数の県別推移の資料となります。いずれの頁も大きい数字を赤色で、小さい数字を青色で、グラデーションして表した資料となります。

次の第 521 回第 1-139 頁からは、中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対

策等の資料となります。

第 521 回第 1-141 頁は、厚生労働省の賃上げに向けた各種支援策をまとめた賃上げ支援パッケージの概要です。

第 521 回第 1-142 頁は、中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の 2024 年度の応募・申請件数、実績、執行額です。留意点としては、補助金・助成金は、応募・申請から支給まで時間が掛かるものであり、場合によっては年度をまたがることがあります。そのため、年度単位で見た場合、必ずしも補助金・助成金の実績の件数が応募・申請件数の内数になっているわけではないことに御留意ください。

第 521 回第 1-143 頁は、業務改善助成金の執行状況です。右から 3 列目の執行額は、2023 年度 151.6 億円でしたが、2024 年度は 233.5 億円と増加しています。

次の第 521 回第 1-144 頁は、業務改善助成金の都道府県別の推移です。福井については、2023 年度 254 件から 2024 年度 342 件に増加しているところです。

次の第 521 回第 1-145 頁からは、中小企業庁による中小企業に対する支援措置の種類をまとめております。

第 521 回第 1-149 頁からは、消費者庁による消費者の物価に対する理解を促進するための施策について掲載しています。

第 521 回第 1-150 頁～155 頁は、価格転嫁対策に係る取組です。第 521 回第 1-151 頁のとおり、取引先との共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」について、6 月 27 日時点で全国 7 万社が宣言済みとなっており、宣言の更なる拡大、実効性の向上に向けて取り組んでいるところです。

第 521 回第 1-152 頁は、価格据え置き取引への対応を盛り込み、今年の通常国会で成立した下請法等の改正法の概要です。

第 521 回第 1-153 頁～155 頁は、公正取引委員会による「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知状況及び概要です。

第 521 回第 1-156 頁以降については、中小企業庁の「価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果について」です。

第 521 回第 1-161 頁は、「労務費についての価格交渉の状況」です。価格交渉が行われた企業のうち、その 7 割以上において、労務費においても価格交渉ができたとされているところです。一方で、約 6% の企業が「労務費が上昇し、価格交渉を希望したができなかった」と回答しています。引き続き、「労務費転嫁指針」を周知・徹底していくことが重要と考えているところです。

福井県内の状況については、福井商工会議所様の調査された県内の価格転嫁の状況を資料として入れております。

第 521 回第 1-170 頁に進んでください。昨年 11 月に決定しました総合経済対策の概要です。

第 521 回第 1-171 頁は、ガソリンの全国平均価格の推移です。

第 521 回第 1-172 頁は、電気・ガス料金支援の概要です。

第 521 回第 1-173 頁は、「年収の壁・支援パッケージ」の概要で、年収の壁対策への取組状況が記載されております。

第 521 回第 1-177 頁は、今年度通常国会で成立した年金制度改正法による被用者保険の適用拡大について掲載しています。いわゆる「年収 106 万円の壁」については、今後撤廃されることとなります。

第 521 回第 1-178 頁、179 頁については、令和 7 年度税制改正における所得税の基礎控除の引上げ等についての改正内容となります。

こちらが目安小委員会の第 1 回目の資料となります。

この後は、目安小委員会の参考資料として配られたものを付けております。

第 521 回第 1-183 頁は、労働政策研究・研修機構による調査資料です。

当該調査は、2021 年から毎年続けて調査を行っておりますが、2024 年調査については、都道府県の中でも、全国計、市・特別区に加え、郡部の状況についても分かるようにしたものです。お時間のある時に御参照ください。

目安小委員会の 2 回目の資料の説明に移らせていただきます。第 521 回第 1-203 頁に進んでください。

目安小委員会では、本省において実施しました賃金改定状況調査の報告がございました。当該資料は第 521 回第 1-204 頁以降となります。賃金の実態調査については、本省において特別に賃上げの状況等を集計するために行っております。第 521 回第 1-204 頁の中ほどに選定の方法が記載されており、常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所を調査しております。

第 521 回第 1-206 頁を御覧ください。左上の産業計・ランク計を見ていただきますと、1 月から 6 月までに賃金の引上げを実施した事業所の割合は 49.2% となり、昨年より上昇しております。隣の列の賃金の引下げを実施した事業所の割合は 0.8% となっており、昨年と同水準です。

第 521 回第 1-207 頁の第 2 表は、平均賃金の改定率を表にしたものです。左下の産業計、ランク計を見ていただきますと、本年 1 月から 6 月までの賃金引上げを実施した平均賃金の改定率は産業計で 4.7% と昨年と同水準です。表の真ん中の賃金引下げを実施した事業所はマイナス 9.6% です。

第 521 回第 1-208 頁は、賃金引上げを実施した事業所の賃金引上げ率の分布の特性値です。産業計・ランク計を見ていただきますと第 1・四分位数が 1.5%、中位数が 3.0%、第 3・四分位数が 5.0% といずれも昨年と同水準です。

第 521 回第 1-209 頁は、いわゆる第 4 表と言われるものです。第 4 表①は男女別の内訳です。第 4 表①の産業計・男女計をみると、ランク計の賃金上昇率は 2.5% となっております。2.5% という上昇率は、最低賃金が時間額のみで表記されるようになりました平成 14 年以降最大の水準であった昨年をさらに上回っているものです。ランク別で B ランクは、2.9% となっております。

次は、第 521 回第 1-210 頁の第 4 表②、一般・パート別の賃金上昇率になります。

左端の産業計・ランク計では、一般労働者は 2.3%、B ランクは 2.5%、パートはランク計 2.9%、B ランクで 3.5% となっています。

次は、第 521 回第 1-211 頁の第 4 表③です。第 4 表③では、継続労働者のみを集計対象にしております。昨年 6 月に在籍していたものの今年 6 月に在籍していない退職者と、昨年 6 月に在籍していなかったものの今年 6 月に在籍するようになった入職者は、第 4 表③に入っていないものとなります。昨年も今年も継続した方のみを対象とした集計となっております。

表の左上、産業別・ランク計の賃金上昇率は 3.2%、B ランクで 3.4% となっております。

第 521 回第 1-212 頁は、賃上げの実施時期別の事業所数の割合です。

第 521 回第 1-213 頁は、事由別の賃金改定未実施事業所の割合です。

第 521 回第 1-214 頁は、当該調査における労働者構成比率と年間所定労働日数を記載したものです。

第 521 回第 1-215 頁は、賃金改定状況調査結果第 4 表をグラフ化したものです。第 4 表のランク別賃金上昇率の推移であり、おおむね上昇の傾向にあることが分かります。

次に、生活保護と賃金水準の確認についてです。

こちらは、中央最低賃金審議会で、最低賃金が生活保護水準より上回っていることを確認するための資料となります。

第 521 回第 1-217 頁を御覧ください。破線の△は、生活保護水準で、47 都道府県別となっています。実線の◇は令和 5 年度の最低賃金額で法定労働時間働いた場合の手取り額を算出しているものです。全ての都道府県において、最低賃金が生活保護水準を上回っているということになります。

福井の金額の詳細については、本日開催の第 1 回専門部会で説明し、確認をしているところです。

第 521 回第 1-220 頁に進んでください。影響率と未満率の推移です。こちらも都道府県別に示されましたので、御紹介します。

第 521 回第 1-220 頁は、「最低賃金に関する基礎調査」によるもので、原則 30 人未満の小規模事業所が対象となっています。

2024 年度年の未満率をランク別にみますと、B ランクは 1.7% で、影響率について B ランクは 23.5% です。

第 521 回第 1-221 頁は、都道府県別の影響率・未満率です。上の破線が影響率で、最も高いのが青森県、次いで高いのが岩手です。下の実線が未満率です。未満率が一番高いのは東京、一番低いのは鹿児島となっております。

第 521 回第 1-222 頁は、賃金構造基本統計調査による特別調査です。A B C ランクを並べる中で、福井は未満率 1.8%、影響率 8.1% となっています。一番高いのは青森の未満率 4.1%、影響率 13.6%。次いで影響率が高いのは埼玉で 11.8%。こういったところが影響率が高いところとして注目される場所ではないかと思えます。

第 521 回第 1-223 頁以降は、棒グラフが入っております。当該資料は、賃金構造基本統計調査を基に、都道府県別の賃金分布を示しているものです。一般・短時間計、一般、短時間の順で、それぞれ A ~ C ランク順に都道府県を並べておりますので、後ほど御参照ください。

消費者物価指数の関係で、中央最低賃金審議会目安小委員会委員から要望のあった追加資料がございます。第 521 回第 1-314 頁に進んでください。同頁は、食料関係の消費者物価指数の前年上昇率の推移を整理したものです。こちらの中で穀物が入っていることがお分かりいただけると思えます。数値としては、飛び抜けて 21.6% となっております。

第 521 回第 1-315 頁以降については、米国関税措置に関する各省庁の影響調査関係の資料です。

第 521 回第 1-323 頁は、法人企業統計による資本金規模別の労働分配率に関する資料です。労働分配率については、直近では低下しているということですが、資本金規模が少ない企業ほど、高い割合で推移しています。

第 521 回第 1-325 頁は、最低賃金がどのような方たちに影響を及ぼしているのかを可視化するためにグラフ化したものです。最低賃金近傍雇用者には短時間労働者が

多いことが分かります。

第 521 回第 1-326 頁は、業種別にみた資料です。宿泊業、飲食サービス業については影響率が最も高く、21.2%となっています。卸売業、小売業は、労働者の人数構成比も影響率も高いため、最低賃金の引上げによって賃金を引き上げなければならない労働者数が産業の中でも特に多くなっています。

第 521 回第 1-327 頁は、一般労働者の時間当たり所定内給与額と最低賃金の差の分布の資料です。最低賃金との差が 0 円から 300 円程度まである労働者の割合は増加傾向にあります。

第 521 回第 1-328 頁は、短時間労働者についての比較です。最低賃金との差が 0 円に近い労働者の割合が増加し、差が 100 円～200 円程度ある労働者の割合は減少しているという結果となります。

その後ろに付いている資料は、経済指標など当初提示資料のリバイス版や、労働者代表委員からの提出資料となります。

以上で、中央最低賃金審議会目安小委員会のこれまでの審議資料の説明を終えます。

○井花会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問、御意見はございませんか。

実際の審議の中で、御質問を頂いても結構ですが、現時点で御質問があれば、お願いいたします。

(質疑、意見のないことを確認)

○井花会長

では、今後、専門部会にて、労使双方から考え方をお示しいただくこととなると思いますが、本審議会において、何か主張しておきたいことがございましたら、御発言をお願いいたします。

(労使各側から意見のないことを確認)

○井花会長

次に、公益委員を含め、専門部会に出席されない委員の方で、御発言はございませんでしょうか。

(質疑、意見のないことを確認)

○井花会長

それでは、次の議題(2)の「福井県最低賃金専門部会の審議予定等について」、事務局から報告をお願いいたします。

○木村賃金室長

それでは、報告をさせていただきます。

まず、本年度の福井県最低賃金専門部会委員に御就任いただきました委員の皆様でございますが、資料第 2 部オレンジの仕切り紙の 1 頁「福井地方最低賃金審議会福井

県最低賃金専門部会委員名簿」のとおりで、9名全員が審議会委員となっております。なお、委員名簿の一部に誤りがありましたので、お詫びし、訂正します。

次に、専門部会の開催日程については、資料第2-2頁「福井県最低賃金専門部会日程表」のとおりです。専門部会は、同日程表に沿って進めてまいりますが、7日の結審につきましては、目安答申の伝達を8月4日とした場合、審議がタイトになってきますので、8月8日の結審というところについて、先ほどの専門部会で了承を頂いたところです。

本審の開催日程につきましては、8月5日（火）午後2時00分～となります。こちらは、専門部会の結審状況にかかわらず、特定最低賃金の改正の必要性について諮問を行います。

なお、予備日としている8月8日（金）午後2時00分又は8月12日（火）午後1時30分～の審議会の開催につきましては、8月7日（木）午後1時30分からの専門部会において、結審予定を確認します。その結果を踏まえて委員の皆様にもメール及び電話により連絡いたします。

説明は以上です。

○井花会長

ただいまの事務局からの説明について、御質問、御意見はございませんか。

（質疑、意見のないことを確認）

○井花会長

では、福井県最低賃金専門部会の審議予定等については、了承とします。

○井花会長

次に、議題の（3）「令和7年最低賃金に関する基礎調査結果について」、事務局から説明をお願いします。

○木村賃金室長

それでは、資料第3部により「最低賃金に関する基礎調査結果」について、説明させていただきます。

お手元の黄色インデックス資料第3「最低賃金に関する基礎調査結果：地域別最低賃金」についてです。

第521回第3-1頁の「1 令和7年最低賃金に関する基礎調査の概要」を御覧ください。

調査の対象は、中小零細企業を調査対象としており、「事業所母集団データベース（令和4年次フレーム確認）」を用いております。

調査対象労働者は、30人未満の常用労働者を雇用する事業所では全労働者。事業所の労働者が30人以上99人未満の事業所は、2分の1の労働者を抽出して調査を実施しました。

対象産業は、第521回第3-18頁～21頁に最低賃金基礎調査対象産業表を記載しておりますので、後ほど御確認ください。

第 521 回第 3-1 頁の 2 に戻りまして、調査依頼対象事業所数は合計 1,682 件でした。このうち 1,336 件が地域別最低賃金を適用する事業所として調査したものです。

「調査事項」は、3 の(2)記載のとおりです。

基礎調査については、6 月分の賃金に関して、所定労働日数を欠勤・遅刻・早退等をする事なく働いた場合に支払われるべき 6 月分の所定賃金を記入し、約定の所定賃金を調べる事としてしています。

有効回答数は、全体で 764 件となり、地域別最低賃金適用事業所では 533 件でした。

それでは、令和 7 年度の基礎調査結果（地域別最低賃金）について説明します。

第 521 回第 3-2 頁「2 未満率一覧表」を御覧ください。

この表は「大計」として地域別最低賃金適用産業全体をとりまとめたものと、「中計」として業種別に分けて示しています。

令和 6 年度改正の福井県最低賃金時間額 984 円未満の労働者の割合を示しており、「未満率」は、地域別最低賃金適用産業で 1.7%となりました。

「未満労働者数」は、経済センサスによる調査対象の層ごとの労働者数と標本となった労働者数を基に復元した人数となっています。

未満率について補足します。本調査は、6 月を調査対象としているため、年間において休日日数（国民の休日）が少ない月となっております。月給を時間換算する際には、回答があった労働日数と 1 日の所定労働時間で単純に割って算定しておりますが、1 年間の平均した月の所定労働時間数よりも月の実労働時間が多くなる月であることから、年間の所定労働時間を基に算定した場合は最低賃金を下回らないが、6 月の労働時間数を用いたが故に最低賃金未満と算定される方も、この未満率に含まれることを御承知ください。

また、最低賃金法には、労働局長の許可を得て、最低賃金の減額特例許可を受けて適法に就労している労働者も、この未満率に含まれています。

第 521 回第 3-3 頁の「賃金特性値（就業形態：全て）」を御覧ください。

表に記載されている「中位数」「第 1・4 分位数」「第 1・10 分位数」「第 1・20 分位数」の意味は、備考欄に記載したとおりで、時給換算額の値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方から 20 分の 1 に当たる額が「第 1・20 分位数」となります。

金額は記載のとおり。今年の平均は 1,459 円、昨年は 1,373 円です。中位数は今年 1,259 円、昨年は 1,200 円です。

第 521 回第 3-4 頁目は「4 賃金特性値と最低賃金額の推移（時間額）」について示したものです。右列には、第 1・20 分位数と最低賃金との差額を記載しています。

第 521 回第 3-5 頁目の「5 未満率と影響率の推移」を御覧ください。この表は、これまでの未満率と影響率の値をグラフ化したものです。

「影響率」は、引き上げた場合の影響率です。

第 521 回第 3-6 頁については、地域別最低賃金を改定する際に、改定額と影響率を確認いただくための表となります。

現状 984 円未満の労働者数は、復元して 133,352 人中 2,263 人で、1.7%ということです。仮に法定の最低賃金を 1 円引き上げることを考えた場合に、影響を受ける労働者は 5,873 人に増え、影響率は 4.4%となります。

規模別では、1 人～9 人、10 人～29 人、30 人以上で表しています。こちらについては 1 円刻みで表があり、現行の 984 円から 100 円アップした場合の 1,084 円までを

表しています。

第 521 回第 3-12 頁以降は、男女別に表しています。

この集計は、回答いただいたものをシステムでとりまとめており、システムからの出力結果そのものを第 521 回第 3-23 頁以降に資料として付けております。改定額が 100 円を超える影響率がいくらになるのかについても確認できます。また、システムから出力した集計表については e-Stat に掲載されることとなります。

説明は以上です。

○井花会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問、御意見はございませんか。

(質疑、意見のないことを確認)

○井花会長

次に、議題（４）「その他」に移ります。まず、本日の配付資料について、事務局から説明をお願いします。

○木村賃金室長

今回配付しました資料のうち、これまでに説明を行っていない部分について、簡単に説明させていただきます。

第 521 回第 2-70 頁を御覧ください。前回の審議会から今回の審議会までに寄せられた要請等を紹介させていただきます。

第 521 回第 2-70 頁、71 頁については、福井弁護士会から福井地方最低賃金審議会宛てに頂いた「最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明」です。

以下、少しお目通しいただくために読み上げます。

「しかしながら、984 円という水準は、週 40 時間働いたとしても、月収約 17 万 8,000 円、年収 208 万円にしかならない。この金額では、いまだ労働者は賃金だけで自らの生活を維持していくことは困難」という御指摘。

「実質賃金指数は、前年から 0.2%の減少となり、3 年連続での前年比マイナスとなった。物価上昇に労働者の賃金上昇が追いついていかず、名目賃金から物価変動の影響を除いた実質賃金の上昇率はほぼゼロ状態が続いている。大幅な物価上昇が続いている昨今の状況に照らすと、さらに最低賃金額を大きく引き上げることが重要である。」という御指摘。

また、地域間格差についても触れられており、「最低賃金の地域間格差が依然として大きく、最も高い東京で 1,163 円であるのに対し、福井県は 984 円であり、都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは福井等の地域経済の活性化には必要不可欠である。」という御指摘です。

「しかしながら、中小企業経営者からは、助成対象が生産性向上に資する設備投資等の費用に限定されていることや、助成対象経費支払後に助成金が交付されるなど批判が多く寄せられている。中小企業への支援策としてこれだけでは十分であるとは言い難い」といった支援に関する御指摘も頂いているところです。

第 521 回第 2-71 頁の上段からは、政府方針について触れられており、「高い目標の達成に向け、充実した中小企業支援策を強く求める」ということ。

結びとして、「本会は、昨年度に引き続き、福井地方最低賃金審議会に対して、主体的に、最低賃金の大幅な引き上げを図ることを求めるとともに、政府に対して、最低賃金の引上げに取り組む中小企業に対する支援策の改善等について、地方の実情を踏まえ、迅速かつ効果的な施策を講じることを求める。」というような内容です。

続きまして、第 521 回第 2-72 頁です。こちらは、本日、福井県知事から福井地方最低賃金審議会会長あてに提出された最低賃金の改定に関する要請書です。

こちらにも読み上げさせていただきます。

「北陸新幹線開業効果により、投資と賑わいの好循環が続き、福井が変わってきている今こそ、県民すべてが幸せを実感できる社会を実現させ、本県を次のステージに押し上げていくタイミングにある。

県内企業を取り巻く環境は、規模・業種による差はあるものの、過去最高益を発表する県内企業も相次ぎ、25 年春闘も過去最高水準となった。本県のさらなる飛躍・長期的な発展のためには、国際情勢の不確実性が高まる状況下ではあるが、物価水準を上回る持続的な賃上げの流れを止めないことが重要である。

このような中、中小企業に大きな影響を与える日本の地域別最低賃金は、現在、欧米豪の約半分、韓国より低くなっている。本県の最低賃金は全国中位ではあるが、若者や女性、外国人材から「選ばれる県」になるため、都市部や近隣県との格差を縮めていかなければならない。本県含め B、C ランクの道府県は更なる引き上げが必要。これら地域の中小企業に対し、国は、価格転嫁や収益力強化支援など、様々な施策を伴走型で、迅速に講じるようお願いする。

福井地方最低賃金審議会には、就業環境の向上、女性やシニアの活躍推進、産業構造の高度化の観点からも、本県が地域間格差を縮め、福井経済を一步前に進めるためにも、次代が求める金額を導き出すようお願いする。」

という内容でした。

福井県の支援策については、本年 6 月 4 日に開催しました第 519 回審議会の会議資料に記載されているところです。また、国側の支援策の状況とともに、当局ホームページにも掲載しておりますので、併せて御参照ください。

県内の統計資料について手短かに御説明します。

第 521 回第 2-3 頁、4 頁は、専門部会で御確認いただきました生活保護と最低賃金の比較について、当県分の詳細を資料として付けましたので、御参照ください。

第 521 回第 2-5 頁、6 頁は、経済産業省で、都道府県ごとに企業活動の調査がございまして、昨年同様資料を入れております。

調査対象は、従業員 50 人以上かつ資本金・出資金が 3 千万円以上のものとなっております。第 521 回第 2-5 頁の合計欄で、福井県は、企業数 221、事業所数 1,891、従業者数 65,057、うち常時従業者数 64,864 となっております。資料下の青色部分は、当局賃金室で試算したもので、一人当たりの経常利益については、全国と福井の比較ができるようにしており、北陸 3 県で比較できるようにしています。また、従業者一人当たりの付加価値額についても比較できるようにしております。業種別には、第 521 回第 2-7 頁まであります。

また、これまでにについては、第 521 回第 2-8 頁～10 頁に過去 5 年間の推移を入れております。

第 521 回第 2-11 頁以降は、福井商工会議所中小企業支援センター様のレポートを入れております。第 521 回第 2-12 頁では、調査対象として回答数 404 件、内訳は従

業員数5人以内が55.0%、6人～10人以内が19.3%で、404件中300件が10人以下の事業所様からの回答となり、小規模の事業所を反映していることとなります。

第521回第2-14頁は、「コスト上昇に対する価格転嫁などの現状です。「およそ9割の事業所で価格転嫁するも、価格転嫁率は36.4%にとどまる」ということが令和6年12月の調査結果です。

第521回第2-15頁では、「価格転嫁が進むも、転嫁の割合は低い水準にとどまる」というものです。価格転嫁の割合を1年前の令和5年12月期と比べると、「少しはできている」が44.7%、2.8ポイント減少し、「それなりにできている」は42.4%、5.7ポイント増加し、価格転嫁が進んでいる結果となったとの御指摘です。

第521回第2-16頁では、「業種間で差も大きい」ということです。

第521回第2-17頁は、価格転嫁ができた要因についての調査結果であり、「取引先（顧客）への価格改定の通知50.5%、業界全体に対する理解促進49.8%、日頃から取引先（顧客）へコストに影響しそうな情報を共有する38.4%。こういったことが価格転嫁の理解が進んだ要因として回答されています。

第521回第2-20頁以降は、令和7年3月期の福井商工会議所様の賃上げの状況に関する調査結果です。

第521回第2-23頁では、「半数を超える事業所が賃上げ実施へ、検討中も2割にのぼる」との回答です。

第521回第2-24頁では、賃上げ率について「4～5%台が大幅に増加」ということで、賃上げ率は2～3%台で35.9%が最も多く、次に4～5%台が31.3%、プラス6.6ポイントと多く、前回調査と比較して大幅に増加しているということです。

第521回第2-25頁では、賃上げする理由について尋ねておられ、物価上昇に対応するためが大幅に増加し、半数を超えています。賃上げを実施する理由については、「人材確保、従業員定着のため」が61.5%と最も多く、次いで「物価上昇に対応するため」54.5%で、昨年比で14.3%増加しています。

第521回第2-26頁は、賃上げをしない理由の調査結果です。「経営環境・経営状況の見通しが立たないため」が最多となっております。

福井商工会議所様の調査では、直近令和7年6月期の調査がございます。

第521回第2-31頁のとおり、業界の景況が記載されております。「サービス業では大幅に改善、3か月後の予測では製造業の落ち込みが顕著」という調査結果となっております。

第521回第2-43頁以降は、福井県金融経済クォーターリーで、前回審議会に提示した資料の最新版です。

第521回第2-50頁には、全国資料にもありました売上高経常利益率の推移について、都道府県別のものがありますので、付けさせていただきました。

第521回第2-51頁は、日本銀行金沢支店発行の北陸短観を入れております。北陸短観は、北陸3県のデータが出ており、第521回第2-58頁には、業況判断DIの推移を掲載しています。第521回第2-61頁には、全国と比べることができるかと思い、御紹介しますが、売上高経常利益率が2004年から2024年実績まで掲載されており、全産業では堅調なところで推移をしていること、2024年度は7.90%の売上高経常利益率となっております。北陸3県で比較できるように、石川は第521回第2-65頁に、富山は第521回第2-69頁に売上高経常利益率の資料データを掲載しています。

次に、御報告です。7月4日労働局長から、地域別最低賃金の改正決定について諮

問をさせていただきました。最低賃金法第 25 条第 2 項に基づき、7 月 4 日から 7 月 25 日までの 3 週間、金額改正に関する関係労働者及び関係使用者からの意見聴取を公示させていただきました。これに対する意見の提出はありませんでしたので、御報告します。

資料の説明、報告については以上です。

○井花会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問、御意見等ございませんか。

(質疑、意見のないことを確認)

○井花会長

では、金額改正に関する意見聴取の公示に対し、関係労働者及び関係使用者からの意見の提出がなかったことを改めて確認します。

先ほど、木村賃金室長から御説明のありました福井県知事からの要請につきましては、本日午前に、審議会会長として直接、私が要請書を受け取りました。その時の状況としては、木村賃金室長が読み上げたとおりです。それに対して、私としては、地域間格差解消という県からの要請、県民の声については重く受け止めます。その上で、要請書にありました外国人、若者、女性に支持されるような魅力のある県づくりということについても理解すること。ただ、今後の審議については、その要請を踏まえた上で、最低賃金法にあります 3 要素に鑑みて、議論をしていくことをお答えしています。

では、予定していた議題は以上となりますが、委員の皆様から御発言等がございましたらお願いします。

(質疑、意見のないことを確認)

○井花会長

では、8 月 4 日以降、専門部会が開催されます。

専門部会委員の方々におかれましては、大変厳しい議論になるかと思えます。

最低賃金の決定の 3 要素に加え、政府方針に配意した審議とするため、かつ、福井県知事や団体等の地域からの要請に応えるため、地域間格差の是正を検討要素に含めて、目安を十分に参酌しつつ、地域の経済・雇用の実態を十分に目配りしていただき、改正額が合理的で、納得感があるものとなりますよう、真摯な議論をお願いしたいと思えます。

よろしくお願いします。

○井花会長

最後に、事務局から、次回の案内をお願いします。

○木村賃金室長

次回の審議会につきましては、8 月 5 日（火）14 時 00 分～、場所は国際交流会館第 1・第 2 会議室を予定しております。

特定最低賃金の改正の必要性について諮問を予定しておりますので、地域別最低賃金の結審状況によらず開催となります。よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上です。

○井花会長

専門部会委員の皆様には、本日の配付資料を次回御持参いただくということでしょうか。

○木村賃金室長

はい。また、これまでに配付した資料については必要なものを引用いただければ幸いです。

○井花会長

それでは、本日の審議会はこれにて終了します。

(閉 会)